

山口市みんなの手話言語条例
逐条解説

令和3年12月20日

山口市議会

山口市みんなの手話言語条例・逐条解説

(前 文)

言語は、お互いの意思疎通を図り、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。

手話は、音声を用いる言語と並び、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。

日本の工学の父と呼ばれる本市出身の山尾庸三は、明治4年に盲啞学校の設立を国に建白するなど、手話を使用して学ぶ道を拓き、我が国のろう教育、障がい者教育の礎の構築に尽力した。その後、手話は、ろう者が物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解し合うために必要な言語として大切に育まれてきた。

こうした中、平成18年に国際連合総会において採択された障害者の権利に関する条約や平成23年に改正された障害者基本法において、手話は言語として位置付けられたが、手話が言語であるという認識や手話に対する理解が社会において深まっているとは必ずしも言えない現状がある。

そこで、手話が言語であるという認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及を図ることで、誰もが手話を使用しやすい環境を構築し、全ての市民が尊厳をもって共に生きる地域社会の実現を目指し、この条例を制定する。

【解説】

前文では、手話は音声言語である日本語と同じ一つの言語（音声言語とは異なるが、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現）であるとの認識を示すとともに、本条例を制定するにいたる歴史的経緯及び条例制定の目的を述べています。

日本の工学の父と呼ばれている本市出身の山尾庸三は、長州五傑（長州ファイブ）として留学した際の経験をもとに、明治4年に「盲啞学校ヲ設立セラレンコトヲ乞フノ書」を国に建白するなど、手話を使用して学ぶ道を拓き、日本のろう教育、障がい者教育の礎の構築に尽力しました。彼の先駆的な行動から、手話はろう者にとって必要な言語として大切に育まれてきました。

こうした中、「完全参加と平等」をテーマとした国際障害者年（昭和56年）を契機として、国内の各地域で手話講習会などが開催され、手話に対する理解を深める動きが見られるとともに、手話通訳士の制度化等が進みました。加えて、平成18年12月13日に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」（平成26年に日本も批准）や平成23年に改正された障害者基本法において、手話は言語として位置付けられ、手話が言語であることが明確となりました。

このように、国内外において法整備が整いつつある一方で、本市においては「手話が言語である」という認識や手話に対する理解が深まっているとは必ずしも言えない状況にあります。

こうした状況の下、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進や手話の普及を図ることで、誰もが手話を使用しやすい環境を構築し、全ての市民が尊厳をもって共に生きる地域社会の実現を目指し、この条例を制定するものです。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるという認識の下、手話への理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、ろう者、手話通訳等関係者及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、誰もが手話を使用しやすい環境を構築し、もって、全ての市民が尊厳をもって共に生きる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

- ・この条例の内容を総括的に示すとともに、条例の目的について定めています。
- ・手話は言語であるという認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及を基本理念として定め、市の責務並びに各主体（市民、ろう者、手話通訳等関係者及び事業者）の役割を明らかにしています。
- ・手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことにより、誰もが手話を使用しやすい環境が構築され、それにより、全ての市民が尊厳をもって共に生きる地域社会の実現に寄与することを、この条例の目的として定めています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聴覚障がい者のうち手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (2) 手話通訳等関係者 手話通訳を行う者その他手話に関する活動を行う個人又は団体をいう。

【解説】

- ・この条例における用語の意味について定めています。
- ・第1号では、「ろう者」について明らかにしています。聴覚障がい者のうち手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者をろう者としています。
- ・第2号では、「手話通訳等関係者」について明らかにしています。手話通訳を行う者その他手話に関する活動を行う個人又は団体を手話通訳等関係者としています。

(基本理念)

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話ろう者が日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継がれてきた言語であるという認識の下、手話により情報を取得し、意思疎通を図る権利が尊重されることを基本として推進されなければならない。

【解説】

- ・この条例の基本理念について定めています。
- ・手話がろう者にとって大切に受け継がれてきた言語であるという認識の下、手話を用いて情報を取得し、意思疎通を図る権利が可能な限り尊重されることを基本として、手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策を推進していく必要があることを表しています。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話を使用しやすい環境の構築に向け、手話への理解の促進及び手話の普及に必要な施策を実施するものとする。

【解説】

- ・市の責務について定めています。
- ・市は基本理念に基づいて、手話に親しみ、手話を使用しやすい環境の構築に向けて、手話への理解の促進及び手話の普及に必要な施策を実施する責務を有することを明らかにしています。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念について理解を深め、手話を使用しやすい環境の構築に向け、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

- ・市民の役割について定めています。
- ・全ての市民が尊厳をもって共に生きる地域社会の実現に当たっては、市民が基本理念への理解を深めることが必要です。また、手話を使用しやすい環境の構築に向けて、市が手話に関する施策を進めるためには、市民の協力が必要不可欠であり、市民が積極的に手話に関する施策に協力するよう努めるものとしています。

- ・なお、市民の定義については、山口市協働のまちづくり条例第2条第2号における市民の定義と同様に、市内に居住する者のほか、市内で働く者、学ぶ者及び公共的な活動を行う団体を含むものとします。

(ろう者及び手話通訳等関係者の役割)

第6条 ろう者及び手話通訳等関係者は、手話への理解の促進及び手話の普及に主体的に取り組むよう努めるとともに、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

- ・ろう者及び手話通訳等関係者の役割について定めています。
- ・ろう者及び手話通訳等関係者は、手話への理解の促進及び手話の普及に関して、主体的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する手話に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとしています。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスの提供や、ろう者が働きやすい環境の整備に努めるものとする。

【解説】

- ・事業者（市内において医療、商工業、金融業その他事業を行う者）の役割について定めています。
- ・事業者は、ろう者が利用しやすいサービスの提供に努めるとともに、ろう者が働きやすい環境の整備のため、ろう者の意思疎通などに対し、必要な措置を講ずるよう努めるものとしています。

(施策の推進)

第8条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策
- (2) 手話による情報の取得の推進に関する施策
- (3) 手話による意思疎通の支援に関する施策
- (4) 手話通訳を行う者の確保及び養成に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 前項で定める施策の推進に当たっては、障がい者のための施策に関する市の基本的な計画と整合を図るものとする。

【解説】

・市の手話に関する施策の推進について定めています。

[第1項]

・第4条で規定する市の責務にしたがって、市が次の各号に掲げる手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとしています。

(第1号)

・ろう者及び手話通訳等関係者と協力し、市民一人一人が手話は言語であることを理解し、手話が身近なものとなるよう、手話に触れる機会、手話を学ぶ機会の提供など手話への理解の促進や手話の普及に関する施策

(第2号)

・催事への手話通訳者の配置など手話による情報の取得の推進に関する施策

(第3号)

・手話を意思疎通の手段として使用することができる環境の整備などの支援に関する施策

(第4号)

・手話通訳者、手話奉仕員など手話通訳を行う者の育成・確保等、手話を習得し、手話を必要とする人を支援する人材の養成に関する施策

(第5号)

・前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

[第2項]

・手話に関する施策の推進に当たっては、市が別に定める障がい者の福祉に関する基本的な計画等と整合を図るよう定めています。

(教育の機会を通じた理解の促進)

第9条 市は、学校等及び地域における教育の機会を通じて、基本理念にのっとり、手話に接する環境づくりその他の手話に親しむ取組により、手話への理解の促進に努めるものとする。

【解説】

- ・教育の機会を通じた手話への理解の促進について定めています。
- ・手話への理解のすそ野を広げるには、幼児期や学校等における手話に接する環境づくりや市民にとって身近な地域における教育の機会を通じた手話に親しむ取組が必要であり、市内の小・中学校、幼稚園、保育所、認定こども園等や地域における教育の機会を通じて、手話に接し、親しむ取組等を行うことにより、手話への理解の促進に努めるものとしています。

(財政上の措置)

第10条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

- ・手話に関する施策を推進するための財政上の措置について定めています。
- ・市は、この条例の目的を達成するため、手話に関する施策を推進できるよう必要な予算措置に努めるものとしています。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。